

平成28年度第2回 音更町使用料等審議会議案

日時 平成29年2月10日（金）

午前10時から

場所 音更町役場庁舎4階

401・402会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

諮問第1号 通所型介護予防教室事業に係る手数料の制定について

【2～3ページ】

諮問第2号 道路占用料の改定について

【4～8ページ】

諮問第3号 低炭素建築物新築等計画の認定事務に係る審査区分の追加に伴う手数料の制定について

【9～10ページ】

諮問第 1 号 通所型介護予防教室事業に係る手数料の制定について

1 制定の理由

現在通所型介護予防教室事業（以下「事業」という。）で提供しているサービスのうち、その一部を利用しない場合の手数料の額を定めようとするものである。

※ この事業は、平成 28 年 3 月から実施している総合事業の通所型サービスに位置付けられることから、名称も通所型介護予防事業に変更する。

2 対象者

- (1) 町内に居住する要介護状態になるおそれの高い状態にあると認められる満 65 歳以上の者（基本チェックリスト該当者）
- (2) 要支援認定を受けている者

3 事業の内容

原則週 1 回の通所で、介護予防プログラム（筋力向上、口腔機能向上、栄養改善、閉じこもり・認知症の予防、送迎、入浴等）を実施することにより、生活機能の維持・向上を図り、要介護状態への進行を予防する。

4 諮問の額

区分	金額
入浴サービスを利用しない場合	1 日当たり 850 円
送迎サービスを利用しない場合	1 日当たり 800 円
入浴サービス及び送迎サービスを利用しない場合	1 日当たり 750 円

5 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

諮問第1号 参考資料

1 手数料の額の算定について

事業で提供するサービスの一部を利用しない場合の手数料は、そのサービスと類似する通所介護のサービス（法定給付サービスの介護保険給付で提供されるもの）の額を通常のサービスに係る手数料から減じた額とする。

【減ずる額】

区分	金額
入浴サービスを利用しない場合	1日当たり50円
送迎サービスを利用しない場合	1日当たり100円
入浴サービス及び送迎サービスを利用しない場合	1日当たり150円
【参考】通常のサービスを利用する場合（現行）	1日当たり900円（改定なし）

2 手数料の減額について

現行と同様、町民税の非課税世帯については、申請により減額することができるものとする。

【減額後の手数料】

区分	金額
入浴サービスを利用しない場合	1日当たり600円
送迎サービスを利用しない場合	1日当たり575円
入浴サービス及び送迎サービスを利用しない場合	1日当たり550円
【参考】通常のサービスを利用する場合（現行）	1日当たり625円（改定なし）

諮問第2号 道路占用料の改定について

1 改定の理由

町道における道路占用料は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条及び別表に定める国道における道路占用料に準拠するとともに、国道に準拠する道道の道路占用料との整合を図って規定している。

平成29年4月1日、この政令の一部改正が施行され、国道の道路占用料が引き下げられることとなり、これによる道道の道路占用料の改定も進められていることから、町道の道路占用料を改定しようとするものである。

2 政令の改正

平成29年1月18日に公布された「道路法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第2号）」により、国道の道路占用料に関して、次のような改正が行われた。

(1) 平成27年度固定資産評価額の評価替え等を踏まえた道路占用料の額の改定
地価の下落傾向が反映された。

(2) その他所要の改正

占用面積等の端数処理方法を精緻化し、0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算することとされた。

3 諮問の額

別紙のとおり

4 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日（以下「施行日」という。）

(2) 経過措置

施行日前の占用に係る占用料は、改定前の占用料による。

諮問第2号 別紙

1 道路占用料の額

【占用期間が1月以上の場合】

占用物件		現 行		改定後(案)	
		単 位	占用料	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	310円	300円	
	第2種電柱		480円	470円	
	第3種電柱		650円	630円	
	第1種電話柱		280円	270円	
	第2種電話柱		450円	440円	
	第3種電話柱		620円	600円	
	その他柱類		28円	27円	
	共架電線その他地上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	3円	3円	
	地下に設ける電線その他の線類		2円	2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270円	270円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1m2につき1年	170円	160円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	560円	540円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		240円	230円	
	広告塔	表示面積1m2につき1年	760円	670円	
その他のもの	560円		540円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	12円	11円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		17円	16円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		25円	24円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		34円	33円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		50円	49円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		67円	65円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		120円	110円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		170円	160円	
外径が1m以上のもの	340円	330円			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			560円	540円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1m2につき1年	A※に0.004を乗じて得た額	A※に0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		A※に0.007を乗じて得た額	A※に0.008を乗じて得た額

		階数が3のもの		乗じて得た額	乗じて得た額		
				A※に0.008を乗じて得た額	A※に0.01を乗じて得た額		
				上空に設ける通路		380円	340円
				地下に設ける通路		230円	200円
その他のもの		560円	540円				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1m2につき1年	8円	7円		
	その他のもの		占用面積1m2につき1日	76円	67円		
政令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	表示面積1m2につき1月	76円	67円		
		その他のもの	表示面積1m2につき1年	760円	670円		
	標識		1本につき1年	450円	440円		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8円	7円		
		その他のもの	1本につき1月	76円	67円		
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1m2につき1日	8円	7円		
		その他のもの	その面積1m2につき1月	76円	67円		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	760円	670円		
		その他のもの		380円	340円		
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1m2につき1年	560円	540円	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1m2につき1月	76円	67円		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる工事用材料				56円	54円		

※ 「A」とは、近傍類似の土地の時価を表す。

【占用期間が1月未満の場合】

占用の期間が1月以上の場合の金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額となることから、今回併せて改定する。

占用物件		現 行		改定後(案)
		単 位	占用料	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	334円	324円
	第2種電柱		518円	507円
	第3種電柱		702円	680円

	第1種電話柱			302円	291円
	第2種電話柱			486円	475円
	第3種電話柱			669円	648円
	その他柱類			30円	29円
	共架電線その他地上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年		3円	3円
	地下に設ける電線その他の線類			2円	2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年		291円	291円
	地下に設ける変圧器	占用面積1m2に つき1年		183円	172円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年		604円	583円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			259円	248円
	広告塔	表示面積1m2に つき1年		820円	723円
	その他のもの			604円	583円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき 1年		12円	11円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			18円	17円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			27円	25円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			36円	35円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			54円	52円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			72円	70円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			129円	118円
	外径が0.7m以上1m未満のもの			183円	172円
	外径が1m以上のもの			367円	356円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				604円	583円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1m2につき1年	A※に0.00432を乗じて得た額	A※に0.0054を乗じて得た額
		階数が2のもの		A※に0.00756を乗じて得た額	A※に0.00864を乗じて得た額
		階数が3のもの		A※に0.00864を乗じて得た額	A※に0.0108を乗じて得た額
	上空に設ける通路			410円	367円
	地下に設ける通路			248円	216円
	その他のもの			604円	583円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1m2につき1年	8円	7円
	その他のもの		占用面積1m2につき1日	82円	72円
政令第7条第1	看板	一時的に設けるもの	表示面積1m2に	82円	72円

号に掲げる物件			つき1月		
		その他のもの	表示面積1m ² につき1年	820円	723円
	標識		1本につき1年	486円	475円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8円	7円
		その他のもの	1本につき1月	82円	72円
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1m ² につき1日	8円	7円
		その他のもの	その面積1m ² につき1月	82円	72円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	820円	723円
		その他のもの		410円	367円
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1m ² につき1年	604円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1m ² につき1月	82円	72円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる工事用材料				60円	58円

● 占有期間が1月未満の場合の改定後の金額等の算定方法は、次のとおり。

【占有期間が1月以上の場合の占有料の改定後金額】×【1.08（8%加算）】＝【改定後金額】（1円未満の端数は、切り捨てる。）

【占有料を算定するために用いる率の税抜き率】×【1.08（8%加算）】＝【改定後の率】

※ 「A」とは、近傍類似の土地の時価を表す。

2 端数処理方法の改定

占有面積等に小数点以下の端数がある場合の処理方法を精緻化する。

【現行】

小数点以下の端数を1に切り上げる。(例：0.01は1、1.01は2)

【改定後】

小数点以下第3位から切り捨てる。(例：0.011は0.01、1.001は1)

諮問第3号 低炭素建築物新築等計画の認定事務に係る審査区分の追加に伴う 手数料の制定について

1 制定の理由

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」の一部改正により、住宅以外の建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定を含む。）事務において、モデル建物法を用いた申請が可能となったため、これに係る審査手数料を定めようとするものである。

2 低炭素建築物の認定制度の概要

一次エネルギー（石油等）の消費量が一定以下であり、蓄電装置、太陽光発電装置、節水装置等の設備を備えることで二酸化炭素排出量の削減対策が講じられている建築物について、低炭素建築物として認定するものである。

この認定により、容積率の緩和や税制上の優遇措置（住宅ローン減税額の引上げ及び登録免許税率の引下げ）等の対象となるものである。

3 諮問の額

区分	手数料の額	
		評価機関の 審査を経た場合
【モデル建物法の場合】 住宅以外の建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）申請に対する審査手数料	118,000円 (66,800円)	14,500円 (14,500円)

※ 手数料の額は、国が参考に示した審査に要する想定所要時間を基に算定

【参考】 現行の審査手数料

区分	手数料の額	
		評価機関の 審査を経た場合
【モデル建物法以外の場合】 住宅以外の建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）申請に対する審査手数料	288,000円 (151,000円)	14,500円 (14,500円)

4 施行期日

平成29年4月1日

都市の低炭素化の促進に関する法律概要

背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法律の概要

● 基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

● 民間等の低炭素建築物の認定

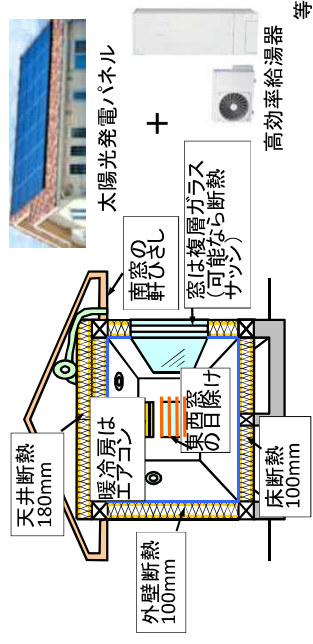
【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

・ 所得税（住宅ローン減税）	居住年 H26年度～	最大減税額引き上げ(10年間) 500万円（一般400万円）
・ 所得税（投資型減税） 標準的な係り増し費用の10%を所得税額から控除（最大減税額65万円）		
・ 登録免許税	登記	登録免許税率引き下げ 0.1%（一般0.15%） 0.1%（一般0.3%）
	保存	
	移転	

【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

【認定のイメージ】
〈戸建住宅イメージ〉



● 低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

都市機能の集約化

○ 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備

- ⇨ 民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
- ⇨ 建築物の新築等時の駐車施設設置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
- ⇨ バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO2の排出抑制

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
- ⇨ 樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
- ⇨ 民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
- ⇨ 占用許可の特例

建築物の低炭素化

- 民間等の先進的な低炭素建築物・住宅の整備

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

平成28年7月1日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	河 田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長	会長
2	大 西 勉	木野農業協同組合常務理事	会長職務代理
3	太 田 泰 廣	音更町農業協同組合常務理事	
4	山 田 留美子	音更町農業協同組合女性部監事	
5	白 木 幹 子	木野農業協同組合女性部副部長	
6	坂 井 寛 明	音更町商工会事務局長	
7	向 井 眞知子	音更町商工会女性部副部長	
8	畠 山 卓 也	音更町商工会青年部部长	
9	畠 弘 之	連合北海道音更地区連合会会長	
10	細 野 純 宜	音更町PTA連合会会長	
11	阿 部 光 江	音更町消費者協会副会長	
12	大 野 カヨ子	音更町老人クラブ連合会副会長	
13	岡 田 哲 男	音更町文化協会会長	
14	横 幕 正 二	公募	
15	高 津 田鶴子	公募	
任期2年（平成28年7月1日～平成30年6月30日）			